

第一種施設の施設計画等に係る縦覧及び地域住民等への説明の公告について

◆公告

公告事項は、以下のとおりです。

- 1 事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 3 新設又は変更の別
- 4 産業廃棄物処理施設の種類
- 5 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 6 縦覧場所
- 7 説明会の日時及び場所
- 8 その他知事が必要と認める事項
(縦覧期間及び縦覧時間並びにその都度特に知事が事業者に指示する事項。)

この公告は、市町村の公報、広報誌への掲載若しくは時事に関する事項を掲載する日刊新聞への掲載のいずれか又はこれと同等以上の効果を有すると認められる方法により公衆に十分に周知されるように行ってください。

◆縦覧

施設計画等の縦覧は、

- ・事業者等の現地事務所
- ・市役所若しくは町村役場
- ・宮城県庁循環型社会推進課又は保健所

のうち、いずれか二種以上の場所において、当該縦覧場所の執務時間内に行ってください。

縦覧に際しては、縦覧しやすい場所を設けるとともに、縦覧者が住所、氏名等を記載するための帳簿を常置してください。また、縦覧に供されている書類等の複写や写真撮影については、縦覧者が持参した携帯複写機やカメラを使用する場合及び庁舎内の有料複写サービスを活用する場合であれば、認めることとします。

なお、縦覧に供する書類には、利害関係者が生活環境保全上の見地からの意見書を提出することができる旨、意見書提出の期限及び提出先並びに意見書提出者の氏名、住所等意見書に記載する事項を明記してください。